

鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画素案に対する  
パブリックコメントの結果

番号	意見の概要	意見への対応
1	<p>第4章 基本的施策 4 相談支援等 (2) 地域における相談支援体制 ○ 保険者協議会と県が共催する、特定保健指導従事者を対象とした研修において、飲酒習慣者への保健指導に関する講話・演習を行い、特定保健指導従事者の資質向上を図る取組を推進しています。(くらし保健福祉部) ※再掲</p> <p>については、再掲ではないため、「※再掲」を削除すること。</p>	<p>○ 保険者協議会と県が共催する、特定保健指導従事者を対象とした研修において、飲酒習慣者への保健指導に関する講話・演習を行い、特定保健指導従事者の資質向上を図る取組を推進しています。(くらし保健福祉部)</p> <p>に修正した。</p>
2	<p>第4章 基本的施策 8 人材の確保等 ○ 県が行う研修において、飲酒習慣者への保健指導に関する講話・演習を行い、特定保健指導従事者の資質向上を図る取組を推進しています。 ※再掲</p> <p>については、</p> <p>第4章 基本的施策 4 相談支援等 (2) 地域における相談支援体制 ○ 保険者協議会と県が共催する、特定保健指導従事者を対象とした研修において、飲酒習慣者への保健指導に関する講話・演習を行い、特定保健指導従事者の資質向上を図る取組を推進しています。(くらし保健福祉部)</p> <p>の再掲になるため、同様の文章にすること。</p>	<p>○ 保険者協議会と県が共催する、特定保健指導従事者を対象とした研修において、飲酒習慣者への保健指導に関する講話・演習を行い、特定保健指導従事者の資質向上を図る取組を推進しています。(くらし保健福祉部) ※再掲</p> <p>に修正した。</p>